

# 学校において予防すべき感染症と出席停止の基準

(学校保健安全法施行規則第 18 条・第 19 条)

| 分類      | 病名               | 出席停止の基準   |
|---------|------------------|---|
| 第 1 種   | (※)              | 治癒するまで  |
| 第 2 種   | インフルエンザ          | 発症後 5 日、かつ、解熱後 2 日が経過するまで                       |
|         | 百日咳              | 特有の咳が消失するまで、または、5 日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで         |
|         | 麻疹 (はしか)         | 解熱した後 3 日を経過するまで                                |
|         | 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) | 耳下腺、顎下腺または舌下線の腫脹が発現した後 5 日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで |
|         | 風しん              | 発疹が消失するまで                                       |
|         | 水痘 (みずぼうそう)      | 全ての発疹が痂皮化するまで                                   |
|         | 咽頭結膜熱 (プール熱)     | 主要症状が消失した後 2 日を経過するまで                           |
|         | 新型コロナウイルス感染症     | 発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで            |
|         | 結核               | 症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで                   |
|         | 髄膜炎菌性髄膜炎         | 認めるまで   |
| 第 3 種   | コレラ              | 症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで                   |
|         | 細菌性赤痢            |   |
|         | 腸管出血性大腸菌感染症      |   |
|         | 腸チフス             |   |
|         | パラチフス            |   |
|         | 流行性角結膜炎          |   |
|         | 急性出血性結膜炎         |   |
|         | その他の感染症          | 条件によっては出席停止の措置が必要                               |
|         | 感染性胃腸炎           |   |
|         | 溶連菌感染症           |   |
|         | 伝染性紅斑            |   |
|         | マイコプラズマ感染症       |   |
|         | 単純ヘルペスウイルス感染症    |   |
| 帯状疱疹    |                  |   |
| 手足口病    |                  |   |
| ウイルス性肝炎 |                  |   |
| など      |                  |   |

## ※第 1 種学校感染症

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎 (ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群 (SARS)、中東呼吸器症候群 (MERS)、特定鳥インフルエンザ